



県章

山形県公報

平成28年1月8日(金)

第2711号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 県議会定例会の閉会……………(財 政 課) ……22
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定……………(最上総合支庁地域保健福祉課) ……同
- 指定居宅介護支援事業者の指定……………(置賜総合支庁福祉課) ……同
- 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(同) ……同
- 指定介護予防サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(同) ……同
- 指定居宅サービス事業者の指定……………(庄内総合支庁地域保健福祉課) ……23
- 指定介護予防サービス事業者の指定……………(同) ……同
- 道路の区域の変更……………(村山総合支庁西村山建設総務課) ……同
- 県道の供用の開始……………(同) ……24
- 道路の区域の変更……………(置賜総合支庁建設総務課) ……同
- 同……………(同) ……同
- 同……………(同) ……同
- 同……………(同) ……25
- 同……………(同) ……同
- 同……………(庄内総合支庁建設総務課) ……26
- 県道の供用の開始……………(同) ……同
- 道路の位置の指定……………(村山総合支庁建築課) ……同
- 同……………(同) ……同
- 開発行為に関する工事の完了……………(同) ……27
- 道路の位置の指定……………(置賜総合支庁建築課) ……同
- 開発行為に関する工事の完了……………(同) ……同
- 同……………(同) ……同

人事委員会関係

規 則

- 山形県人事委員会規則1-1(規則の制定)の一部を改正する規則……………28
- 山形県人事委員会規則5-1(給与の支給に関する基準と手続)の一部を改正する規則……………同
- 山形県人事委員会規則7-3(職務に専念する義務の特例)の一部を改正する規則……………同
- 山形県人事委員会規則7-5(職員の退職管理に関する規則)……………29
- 山形県人事委員会規則13-1(職員の不利益処分の審査に関する規則)の一部を改正する規則……………35
- 山形県人事委員会規則13-2(職員の勤務条件に関する措置の要求の審査に関する規則)の一部を改正する規則……………42

公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請……………(最上総合支庁地域振興課) ……同
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請……………(置賜総合支庁地域振興課) ……同
- 平成28年度採用山形県立高等学校船員選考試験の実施……………(教育委員会) ……43

告 示

山形県告示第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により平成27年12月3日招集した山形県議会定例会は、同月22日閉会した。

平成28年1月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県告示第11号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成28年1月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
有限会社カイセイカンパニー 最上郡金山町大字金山364番地	カイセイ居宅介護事業所 新庄市末広町7番4号	同 行 援 護	平成27. 12. 22

山形県告示第12号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。

平成28年1月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅介護支援事業者の名称	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
株式会社スマートライフ	スマートライフ かいごの窓口 米沢市駅前一丁目1937番7	居 宅 介 護 支 援	平成27. 12. 25

山形県告示第13号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成28年1月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
社会福祉法人松風会	まほろば荘デイサービスセンター 東置賜郡高島町大字福沢677番地の1	通 所 介 護	平成28. 1. 31

山形県告示第14号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成28年1月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
社会福祉法人松風会	まほろば荘デイサービスセンター 東置賜郡高畠町大字福沢677番地の1	介護予防通所介護	平成28. 1. 31

山形県告示第15号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成28年1月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
らく楽サービス株式会社	銀座夢ハウス デイサービスステーション 鶴岡市本町一丁目5番6号	通 所 介 護	平成27. 12. 17
特定非営利活動法人あらた	訪問看護ステーションあらた 酒田市東町一丁目15番地の25	訪 問 看 護	同 12. 18

山形県告示第16号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成28年1月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
らく楽サービス株式会社	銀座夢ハウス デイサービスステーション 鶴岡市本町一丁目5番6号	介護予防通所介護	平成27. 12. 17
特定非営利活動法人あらた	訪問看護ステーションあらた 酒田市東町一丁目15番地の25	介護予防訪問看護	同 12. 18

山形県告示第17号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成28年1月8日から同月21日まで縦覧に供する。

平成28年1月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 中山三郷寒河江線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
西村山郡朝日町大字水本字若クルミ45番2 から 東村山郡山辺町大字北作字上芦沢2482番地1 まで	旧	10.6 メートル } 6.4	57 メートル
同 上	新	33.8 メートル } 9.8	同 上

山形県告示第18号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成28年1月8日から同月21日まで縦覧に供する。

平成28年1月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 中山三郷寒河江線
- 2 供用開始の区間 西村山郡朝日町大字水本字若クルマ45番2から
東村山郡山辺町大字北作字上芦沢2482番地1まで
- 3 供用開始の期日 平成28年1月8日

山形県告示第19号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成28年1月8日から同月21日まで縦覧に供する。

平成28年1月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 287号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
米沢市窪田町東江股字上川原132番1から 同 まで	旧	44.2メートル } 33.2	メートル 15
米沢市窪田町東江股字上川原132番1から 同 六郷町桐原252番3まで	新	115.8メートル } 6.0	メートル 1,433

山形県告示第20号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成28年1月8日から同月21日まで縦覧に供する。

平成28年1月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 米沢南陽白鷹線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
米沢市六郷町西江股字八十刈430番2から 同 井戸尻649番9まで	旧	18.4メートル } 15.4	メートル 386
同 上	新	18.4メートル } 15.4	同 上
同 上		52.5メートル } 16.2	メートル 387

山形県告示第21号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成28年1月8日から同月21日まで縦覧に供する。

平成28年1月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 南陽川西線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
東置賜郡川西町大字高豆菟字庚申田138番2から		旧	15.2メートル	452
同 中小松字関場2740番1まで			9.2	
同	上	新	15.2メートル	同上
			9.2	
同	上	新	36.5メートル	462
			9.6	

山形県告示第22号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成28年1月8日から同月21日まで縦覧に供する。

平成28年1月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 赤湯停車場線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
南陽市三間通字中蔵田25番4から		旧	23.0メートル	455
同 二色根字上氷堂8番3まで			7.8	
同	上	新	46.5メートル	同上
			18.0	
同	上	新	67.5メートル	460
			13.8	

山形県告示第23号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成28年1月8日から同月21日まで縦覧に供する。

平成28年1月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大塚米沢線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
米沢市六郷町桐原字土路在家310番2から		旧	16.4メートル	361
同 256番3まで			9.5	
同	上	新	16.4メートル	同上
			9.5	
同	上	新	35.3メートル	371
			12.4	

山形県告示第24号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成28年1月8日から同月21日まで縦覧に供する。

平成28年1月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 梳代鶴岡線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
鶴岡市文園町1番122から 同 1番110まで	旧	12.3メートル } 12.3	メートル 41
同 上	新	17.5メートル } 12.3	同 上

山形県告示第25号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成28年1月8日から同月21日まで縦覧に供する。

平成28年1月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 梳代鶴岡線
- 2 供用開始の区間 鶴岡市文園町1番122から
同 1番110まで
- 3 供用開始の期日 平成28年1月8日

山形県告示第26号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建築課及び東根市役所において縦覧に供する。

平成28年1月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定の番号 私道村総建第160号
- 2 指定の場所 東根市大字蟹沢字中林2110番93の一部
- 3 道路の現況 幅員 6.00メートル
延長 6.68メートル
- 4 指定年月日 平成27年12月28日

山形県告示第27号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建築課及び東根市役所において縦覧に供する。

平成28年1月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定の番号 私道村総建第161号
- 2 指定の場所 東根市大字羽入字東原279番1の一部
- 3 道路の現況 幅員 6.00メートル
延長 46.63メートル
- 4 指定年月日 平成27年12月28日

山形県告示第28号

次の開発行為は、完了した。

平成28年1月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号
平成27年12月1日 指令村総建第136号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
東根市大字羽入字角地2024番3、2024番4、2024番6、2024番7、2024番8、2024番9、2024番10及び2031番27、字藤内1929番5、1929番30、1929番33、1929番34、1929番35、1929番36、1929番37、1929番38及び1929番39
- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称
宮城県仙台市宮城野区榴岡三丁目4番1号 セキスイハイム東北株式会社

山形県告示第29号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。
なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建築課及び南陽市役所において縦覧に供する。

平成28年1月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定の番号 私道置総建第328号
- 2 指定の場所 南陽市郡山字前田106番1の一部、107番1の一部
- 3 道路の現況 幅員 6.00メートル
延長 53.68メートル
- 4 指定年月日 平成27年12月21日

山形県告示第30号

次の開発行為は、完了した。

平成28年1月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号
平成27年10月14日 指令置総建第30号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
南陽市池黒字西原750番1、751番2、753番、753番1、753番2、753番5、755番1、756番1、762番、763番、765番1、767番、767番1、768番、770番、774番、776番、777番、779番、782番、783番、785番、786番、787番1、788番、789番1、789番2、793番1、793番4、796番1、797番、753番地先道路、770番地先水路、785番地先水路
- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称
南陽市漆山1128番地 株式会社三陽製作所

山形県告示第31号

次の開発行為は、完了した。

平成28年1月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号
平成27年10月22日 指令置総建第31号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
第1工区
長井市東町1733番4、1707番4地先、1727番3の一部、1733番9、1780番4の一部、屋城町1719番8、1720番2の一部、1720番3の一部、1725番2の一部、1727番1の一部、1727番1地先の一部、1727番2、1735番3、1735番4、1737番5、1749番4、1749番7、1749番13、1751番9、1780番10
- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称
長井市ままの上5番1号 長井市長 内谷 重治

人事委員会関係

規 則

山形県人事委員会規則1-1（規則の制定）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年1月8日

山形県人事委員会
委員長 安孫子 俊彦

第2条の表中 「職階制」を「人事評価」に、「及び服務」を「勤務成績の評定」及び退職管理」に、「勤務成績の評定」を「削除」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

山形県人事委員会規則5-1（給与の支給に関する基準と手続）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年1月8日

山形県人事委員会
委員長 安孫子 俊彦

第79条の7の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立期間」を「審査請求をすることができる期間」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

山形県人事委員会規則7-3（職務に専念する義務の特例）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年1月8日

山形県人事委員会
委員長 安孫子 俊彦

第1条中「職務に専念する義務の特例に関する条例」を「県職員の職務に専念する義務の特例に関する条例」に改める。

第2条第8号中「および」を「及び」に改め、同条第9号中「不服申立て（審査請求又は異議の申立て）」を「審査請求」に改め、「および」を「及び」に改め、同条第11号中「不服申立て（審査請求又は異議の申立て）」を「審査請求」に改め、「審査に」を「その審査に」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第1条、第2条第8号、同条第9号（「および」を「及び」に改める部分に限る。）及び同条第11号（「審査に」を「その審査に」に改める部分に限る。）の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第69号）附則第5条の規定によりなお従前の例によることとされる地方公務員法（昭和25年法律第261号）第49条の2の規定に基づき、不服申立て（審査請求又は異議の申立て）をし、及びその審査に出頭する場合については、なお従前の例による。
- 3 行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律附則第5条の規定によりなお従前の例によることとされる地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第51条の規定に基づき、不服申立て（審査請求又は異議申立て）をし、及びその審査に出頭する場合については、なお従前の例による。

山形県人事委員会規則7-5（職員の退職管理に関する規則）をここに公布する。

平成28年1月8日

山 形 県 人 事 委 員 会
委 員 長 安 孫 子 俊 彦

山形県人事委員会規則7-5（職員の退職管理に関する規則）

（趣旨）

第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第38条の2及び第60条第4号から第7号まで並びに山形県職員の退職管理に関する条例（平成27年12月県条例第53号。以下「条例」という。）

第3条の規定に基づき、職員の退職管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（離職前5年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者）

第2条 法第38条の2第1項の離職前5年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、再就職者（同項に規定する再就職者をいう。以下同じ。）が離職前5年間に就いていた職が廃止された場合における当該再就職者が当該職に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員（同項に規定する役職員をいう。以下同じ。）が属する執行機関の組織等（同項に規定する地方公共団体の執行機関の組織等をいう。以下同じ。）（当該再就職者が当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。）に属する役職員とする。

（子法人）

第3条 法第38条の2第1項の国家公務員法（昭和22年法律第120号）第106条の2第1項に規定する子法人の例を基準として人事委員会規則で定めるものは、一の営利企業等（法第38条の2第1項に規定する営利企業等をいう。以下同じ。）が株主等（株主若しくは社員又は発起人その他の法人の設立者をいう。）の議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成17年法律第86号）第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下同じ。）の総数の100分の50を超える数の議決権を保有する法人をいい、一の営利企業等及びその子法人又は一の営利企業等の子法人が株主等の議決権の総数の100分の50を超える数の議決権を保有する法人は、当該営利企業等の子法人とみなす。

（退職手当通算法人）

第4条 法第38条の2第2項の人事委員会規則で定める法人は、地方独立行政法人とする。

（退職手当通算予定職員）

第5条 法第38条の2第3項の特別の事情がない限り引き続いて選考による採用が予定されている者のうち人事委員会規則で定めるものは、退職手当通算法人の役員又は退職手当通算法人に使用される者となるため退職する時に山形県職員等に対する退職手当支給条例（昭和28年10月県条例第26号）の規定による退職手当の支給を受けないこととされている者とする。

（内部組織の長に準ずる職）

第6条 法第38条の2第4項の地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長の職に準ずる職であって人事委員会規則で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

(1) 山形県人事委員会規則4-1（職員の任用に関する規則）（以下「規則4-1」という。）別表第1職級1の欄に掲げる職（知事部局の本庁の部長を除く。）

(2) 山形県警察本部長及び警察本部の部長（地方警務官である場合には、特定地方警務官に限る。）

（内部組織の長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者）

第7条 法第38条の2第4項の地方自治法第158条第1項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長又は前条で定める職（以下この条において「内部組織の長等の職」という。）に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、再就職者が離職した日の5年前の日より前に就いていた内部組織の長等の職が廃止された場合における当該再就職者が当該内部組織の長等の職に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員が属する執行機関の組織等（当該再就職者が当該内部組織の長等の職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。）に属する役職員とする。

（在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者）

第8条 法第38条の2第5項の在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、再就職者が離職前に就いていた職が廃止された場合における当該再就職者が当該職に就

いていた時に担当していた職務を担当している役職員が属する執行機関の組織等（当該再就職者が当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。）に属する役職員とする。

（地方公共団体等の事務又は事業と密接な関連を有する業務）

第9条 法第38条の2第6項第1号の地方公共団体又は国の事務又は事業と密接な関連を有する業務として人事委員会規則で定めるものは、地方独立行政法人が行う業務とする。

（行政庁等への権利行使等に類する場合）

第10条 法第38条の2第6項第2号の人事委員会規則で定める場合は、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分がされていないと思料するときに、当該処分をする権限を有する行政庁に対し、その旨を申し出て、当該処分をすることを求める場合とする。

（再就職者による依頼等により公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合）

第11条 法第38条の2第6項第6号の人事委員会規則で定める場合は、同号の要求又は依頼に係る職務上の行為が電気、ガス又は水道水の供給その他これらに類する継続的給付として人事委員会が定めるものを受ける契約に関する職務その他役職員の裁量の余地が少ない職務に関するものである場合とする。

（再就職者による依頼等の承認の手續）

第12条 法第38条の2第6項第6号の承認を得ようとする再就職者は、別記様式第1号を任命権者に提出しなければならない。

（再就職者による依頼等の届出の手續）

第13条 法第38条の2第7項の規定による届出は、同項に規定する要求又は依頼を受けた後遅滞なく、別記様式第2号を人事委員会に提出して行うものとする。

（法第38条の2第8項の国家行政組織法第21条第1項に規定する部長又は課長に相当する職）

第14条 法第38条の2第8項の国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職として人事委員会規則で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

(1) 規則4-1別表第1職級2の欄に掲げる職

(2) 規則4-1別表第1職級3の欄に掲げる職のうち次に掲げるもの

イ 知事部局の本庁及び総合支庁に置かれる職並びに総合支庁を除く出先機関の長

ロ 労働委員会事務局に置かれる職

ハ 収用委員会事務局に置かれる職

ニ 議会事務局に置かれる職

ホ 選挙管理委員会事務局に置かれる職

ヘ 監査委員事務局に置かれる職

ト 人事委員会事務局に置かれる職

チ 海区漁業調整委員会事務局に置かれる職

リ 内水面漁場管理委員会に置かれる職

ヌ 教育委員会の教育庁本庁に置かれる職及び教育機関の長

ル 警察本部に置かれる職

ヲ 企業局の本局に置かれる職及び事務所長

ワ 病院事業局の本局に置かれる職

(3) 規則4-1別表第2職級1（警察本部の部長を除く。）及び職級2の欄に掲げる職並びに職級3の欄に掲げる職のうち警察本部に置かれる職及び警察署長

(4) 規則4-1別表第3職級1の欄に掲げる職

(5) 県立の中学校、高等学校及び特別支援学校の校長

(6) 特定地方警務官である首席監察官及び警察署長

（部課長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者）

第15条 法第38条の2第8項の国家行政組織法第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職（以下この条において「部課長等の職」という。）に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、再就職者が離職した日の5年前の日より前に就いていた部課長等の職が廃止された場合における当該再就職者が当該部課長等の職に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員が属する執行機関の組織等（当該再就職者が当該部課長等の職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。）に属する役職員とする。

（離職前5年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者）

第16条 法第60条第4号の離職前5年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、第2条に定めるものとする。

（内部組織の長に準ずる職）

第17条 法第60条第5号の地方自治法第158条第1項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長の職に準ずる職であって人事委員会規則で定めるものは、第6条に定めるものとする。

（内部組織の長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者）

第18条 法第60条第5号の地方自治法第158条第1項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長又は前条で定める職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、第7条に定めるものとする。

（在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者）

第19条 法第60条第6号の在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、第8条に定めるものとする。

（部長又は課長に相当する職）

第20条 法第60条第7号の国家行政組織法第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職として人事委員会規則で定めるものは、第14条に定めるものとする。

（部課長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者）

第21条 法第60条第7号の国家行政組織法第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、第15条に定めるものとする。

（管理又は監督の地位にある職員の職）

第22条 条例第3条の管理又は監督の地位にある職員の職として人事委員会規則で定めるものは、次に掲げる職員が就いている職とする。

- (1) 規則4-1別表第1職級1、職級2及び職級3の欄に掲げる職（市町村立学校に置かれる職を除く。）
- (2) 規則4-1別表第2職級1、職級2及び職級3の欄に掲げる職
- (3) 規則4-1別表第3職級1に掲げる職並びに病院の副院長、がん・生活習慣病センター及び救命救急センターの副所長
- (4) 県立の中学校、高等学校及び特別支援学校の校長
（任命権者への再就職の届出を要しない場合）

第23条 条例第3条の人事委員会規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ地方公務員又は国家公務員（以下この号において「地方公務員等」という。）となるため退職し、引き続き地方公務員等となった場合
- (2) 法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により職員として採用された場合
（任命権者への再就職の届出）

第24条 条例第3条の規定による届出をしようとする者は、別記様式第3号により離職した職又はこれに相当する職の任命権者に届出をしなければならない。

2 条例第3条の人事委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 離職時の職
- (4) 離職日
- (5) 再就職日
- (6) 再就職先の名称
- (7) 再就職先の業務内容
- (8) 再就職先における地位

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 第6条の規定にかかわらず、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律

第76号)による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第16条第1項の教育委員会の教育長である山形県教育委員会の教育長（以下「旧教育長」という。）は、法第38条の2第4項の地方自治法第158条第1項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長の職に準ずる職とする。

3 第17条の規定にかかわらず、旧教育長は、法第60条第5号の地方自治法第158条第1項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長の職に準ずる職とする。

4 第22条の規定にかかわらず、旧教育長は、条例第3条の管理又は監督の地位にある職員の職とする。

別記

様式第1号

再就職者による依頼等の承認申請書

年 月 日

任命権者 殿

地方公務員法第38条の2第6項第6号の規定により、下記のとおり承認を申請します。

この申請書の記載事項は、事実に相違ありません。

1 申請者

(ふりがな) 氏 名	Ⓔ	生年月日（年齢） 年 月 日生（ 歳）
勤務先（営利企業等）の名称		勤務先における地位（役職等）
連絡先 電話（ - - ）	FAX（ - - ）	
勤務先（営利企業等）の業務内容		

2 離職時及び離職前の状況

離職日	年	月	日	離職時の職		
※離職前5年間の在職状況	所属及び職		在職期間		職務内容	
		自	年	月	日	
		至	年	月	日	
		自	年	月	日	
		至	年	月	日	
		自	年	月	日	
		至	年	月	日	
		自	年	月	日	
	至	年	月	日		

3 要求又は依頼する事項と勤務先（営利企業等）との契約等の関係

在職していた執行機関の組織等において自らが締結を決定した勤務先（営利企業等）又はその子法人との契約に関する要求又は依頼

該当する 該当しない

在職していた執行機関の組織等において自ら決定した勤務先（営利企業等）又はその子法人に対する処分に関する要求又は依頼

該当する 該当しない

4 要求又は依頼の対象となる役職員

(ふりがな)	
氏名	
所属	職
職務内容	

5 要求又は依頼の対象となる契約等事務の内容

電気、ガス又は水道水の供給その他これらに類する継続的給付として人事委員会が定めるものを受ける契約に関する職務に関するもの

その他役職員の裁量の余地が少ない職務に関するもの

職務の内容及び職務に係る役職員の裁量の程度

上記の2項目のいずれにも該当しない

6 要求又は依頼の具体的な内容

--

7 その他参考事項

--

任命権者記入欄

受理番号	
処理結果区分 <input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認 <input type="checkbox"/> 却下（承認を必要としない）	
承認又は不承認の理由	
承認番号	処理年月日 年 月 日

(注) 1 各欄に必要な事項を記入し、該当する□にレ点を記入すること。

2 ※印の項は、申請者が地方公務員法第38条の2第4項又は第8項に規定する職に就いていた場合にあっては、当該職に就いていた期間まで遡って記載すること。

様式第2号

再就職者から依頼等を受けた場合の届出書

年 月 日

山形県人事委員会委員長 殿

地方公務員法第38条の2第7項の規定により、下記のとおり届出をします。

1 届出者

(ふりがな) 氏 名	生年月日（年齢） 年 月 日生（ 歳）
所属	職

2 要求又は依頼をした再就職者の氏名等

(ふりがな) 氏 名	要求又は依頼が行われた日時 年 月 日 時
再就職者が勤務する営利企業等の名称	営利企業等における再就職者の地位（役職等）
離職時の所属	離職時の職

3 要求又は依頼の内容

--

人事委員会記入欄

受理番号

様式第3号

管理又は監督の地位にある職員であった者が再就職した場合の届出書

年 月 日

任命権者 殿

住 所
氏 名
電話番号

印

山形県職員の退職管理に関する条例第3条の規定により、下記のとおり届出をします。

1 (ふりがな) 氏 名	
2 生年月日	年 月 日
3 離職時の職	
4 離職日	年 月 日
5 再就職日	年 月 日
6 再就職先の名称	
7 再就職先の業務内容	
8 再就職先における地位（役職等）	

山形県人事委員会規則13-1（職員の不利益処分の審査に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年1月8日

山 形 県 人 事 委 員 会
委 員 長 安 孫 子 俊 彦

山形県人事委員会規則13-1（職員の不利益処分の審査に関する規則）の一部を次のように改正する。

目次中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第1条中「不服申立て（審査請求又は異議申立て）（以下「不服申立て」）を「審査請求（以下「審査請求」）」に改める。

第2条第2号中「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立て」を「処分を受けて、その処分について審査請求」に改め、同条第4号中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第2章の章名を次のように改める。

第2章 審査請求

第3条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第1項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立書」を「審査請求書」に改め、同条第2項中「不服申立書」を「審査請求書」に改め、同条第3項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第4条の見出しを「(審査請求書)」に改め、同条第1項中「不服申立書」を「審査請求書」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同項第1号中「、生年月日」を「及び生年月日並びに処分を受けた者が現に職員である場合は」に改め、同項第6号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第2項中「不服申立書」を「審査請求書」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第5条の見出し中「不服申立書」を「審査請求書等」に改め、同条中「不服申立書」を「審査請求書」に、「不

服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第6条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第1項中「不服申立書」を「審査請求書」に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同項第1号及び第2号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同項第3号中「期間経過後に不服申立て」を「期間（以下「審査請求期間」という。）経過後に審査請求」に改め、同項第4号及び第6号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第3項中「不服申立書がその提出期間」を「審査請求書が審査請求期間」に、「天災その他やむを得ない」を「正当な」に改め、同条第4項中「不服申立書が郵便」を「審査請求書が郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（第50条第1項において「郵便等」という。）」に、「不服申立期間」を「審査請求期間」に、「郵送」を「送付」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（受理後の却下）

第6条の2 人事委員会は、受理した審査請求が、前条第2項の規定により却下すべきものであったことが明らかになったときは、その審査請求を却下するものとする。

第7条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第1項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立書」を「審査請求書」に改め、同条第2項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人（前条又は第12条の規定により審査請求を却下したときは、当事者）」に改める。

第8条第1項及び第2項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第9条を次のように改める。

（手続の承継）

第9条 審査請求人が死亡したときは、相続人は、審査請求人の地位を承継する。

2 審査請求人の地位を承継した相続人は、別記様式第4号によりその旨を人事委員会に届け出なければならない。この場合において、届出書には、相続を証明する書面を添付しなければならない。

3 第1項の場合において、前項の規定による届出がされるまでの間に審査請求人に宛ててなされた通知その他の行為が相続人に到達したときは、当該通知その他の行為は、相続人に対する通知その他の行為としての効力を有する。

4 第1項の場合において、相続人が2人以上あるときは、そのうちの1人に対する通知その他の行為は、全員に対してされたものとみなす。

5 第1項に規定する場合において、相続人が人事委員会に対し審査請求人の地位を承継しない旨を申し出たときは、同項の規定にかかわらず、審査請求人の地位を承継しない。

第10条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第1項中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、「又は決定（以下「判定」という。）」を削り、「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第2項中「不服申立ての取り下げ」を「審査請求の取下げ」に改め、同条第3項及び第4項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第11条第1項中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第2項中「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、「その旨を」を削り、同条の次に次の1条を加える。

（取消判決等の確定の通知）

第11条の2 人事委員会に係属している審査請求の対象となっている処分を取り消す判決又は当該処分の無効を確認する判決が確定したときは、当該審査請求の当事者は、人事委員会にその旨を通知するものとする。

第12条各号列記以外の部分並びに同条第1号及び第2号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第3号及び第4号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第5号中「不服申立人が不服申立て」を「審査請求人が審査請求」に改め、同条第6号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第13条第1項及び第2項中「不服申立人」を「審査請求人」に、「1名」を「1人」に改め、同条第3項中「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第4項中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第16条第1項ただし書中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第18条第1項中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第2項中「ともに」を「共に」に改め、同条第3項中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第4項中「の規定する職務上知ることのできた」を「に規定する職務上知り得た」に改める。

第19条第1項及び第2項中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第20条第2項中「一方が」を「一方及びその代理人が、共に」に改め、同条第3項中「事由」を「理由」に改め

る。

第21条第1項中「不服申立人」を「審査請求人」に、「答弁書」を「答弁書正副各一通」に改め、同条第2項中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第22条第1項中「の提出」を「正副各一通の提出」に改める。

第24条第4項第2号から第4号までを次のように改める。

(2) 準備手続を担当した人事委員会の委員又は事務職員並びに出席した人事委員会事務局の職員の氏名

(3) 準備手続に出席した当事者及び代理人の氏名

(4) 準備手続の場所及び年月日

第31条第2項中「発じた」を「生じた」に改める。

第38条第1項第1号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同項第2号中「第19条」を「第19条第1項」に改める。

第41条中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第42条に見出しとして「(裁決)」を付し、同条第1項中「判定」を「裁決」に改め、同項各号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「判定は」を「裁決は」に改め、「又は決定書（以下「判定書」という。）」を削り、「、判定書」を「、裁決書」に改め、同項第4号中「判定」を「裁決」に改め、同条第3項中「判定書」を「裁決書」に、「に判定」を「に裁決」に改める。

第43条中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第44条の見出し中「判定書」を「裁決書」に改め、同条中「判定書」を「裁決書」に、「遺漏」を「違算」に改める。

第45条第1項第1号及び第3号並びに同条第2項中「判定」を「裁決」に改め、同条第4項中「署名して」を「署名して、正副各一通を」に改め、同項第2号中「判定」を「裁決」に改める。

第48条中「おいて」を「おいて、第6条第3項及び第4項中「審査請求期間」とあるのは「第45条第2項に定める期間」と」に改め、「又は決定（以下「判定」という。）」を削る。

第49条第1項中「判定」を「裁決」に改める。

第50条第1項中「郵送」を「郵便等」に改め、同条第3項中「記載」を「登載」に、「掲載」を「登載」に改める。

第52条中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

別記様式第1号を次のように改める。

様式第1号

年 月 日

山形県人事委員会委員長 殿

審査請求人又は代理人 氏 名[㊞]

審 査 請 求 書

地方公務員法第49条の2の規定により、下記のとおり不利益処分に関する審査請求をします。
 なお、別紙処分説明書の写しを添付します。

記

1 処分を受けた者

(ふりがな)

氏 名 年 月 日生

住 所 (郵便番号)

(電話)

現在の職及び所属

2 処分を受けた当時の職及び所属

3 処分を行った者の職及び氏名

4 処分の内容及び処分を受けた年月日

5 処分があったことを知った年月日

6 審査請求の趣旨及び処分に対する不服の理由

7 口頭審理を請求する場合は、その旨及び公開又は非公開の別

8 処分説明書の交付を受けた年月日。ただし、処分説明書が交付されなかったときは、その経緯

注1 署名した場合は、押印を省略することができる。

2 代理人によって審査請求を行う場合は、代理人選任届を添付すること。

3 各記載事項が長文にわたる場合は、別紙に記入し添付すること。

4 正副各1通を提出すること。

別記様式第2号中「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立書記載事項変更届」を「審査請求書記載事項変更届」に、「年(不)第 号不服申立事案」を「年(審)第 号審査請求事案」に、「不服申立書」を「審査請求書」に改める。

別記様式第3号中「不服申立人」を「審査請求人」に、「の不服申立事案」を「の審査請求事案」に、「不服申立事案名」を「審査請求事案名」に、「年(不)第 号不服申立事案」を「年(審)第 号審査請求事案」に改める。

別記様式第4号中「不服申立人相続人」を「審査請求人相続人」に、「年(不)第 号事案の不服申立人」を「年(審)第 号事案の審査請求人」に、「審査手続きの承継を」を「審査請求人の地位を承継したので」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

別記様式第5号中「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立取下書」を「審査請求取下書」に、「年(不)第 号不服申立事案」を「年(審)第 号審査請求事案」に、「不服申し立て」を「審査請求」に改め、同様式の注書第2項中「不服申立ての取り下げ」を「審査請求の取下げ」に改める。

別記様式第6号中「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立事案の」を「審査請求事案の」に、「年(不)第 号不服申立事案」を「年(審)第 号審査請求事案」に改める。

別記様式第7号及び別記様式第8号を次のように改める。

様式第7号（その1）

年 月 日

山形県人事委員会委員長 殿

審査請求人（処分者）氏 名[㊟]

代 理 人 選 任 届

年（審）第 号審査請求事案 年 月 日付け処分に係る審査請求事案 について、下記の者を代理人に選任したので届け出ます。

記

氏 名 (年齢 歳)

住 所

(電話)

職業（又は職名）

代理権の範囲

注1 署名した場合は、押印を省略することができる。

2 審査請求人が審査請求の取下げの権限を特に委任するときは、その旨を代理権の範囲の欄に記入すること。

3 代理人によって審査請求をする場合等で、事案番号が未定のときは「 年 月 日付け処分に係る審査請求事案」部分に記入し、事案番号の部分に二重線で削除すること。

4 正副各1通を提出すること。

(その2)

年 月 日

山形県人事委員会委員長 殿

審査請求人（処分者）氏 名[㊟]

代 理 人 解 任 届

年（審）第 号審査請求事案について、下記の者を代理人に選任したが、このたび、解任しましたので届け出ます。

記

氏 名

住 所

職業（又は職名）

注1 署名した場合は、押印を省略することができる。

2 正副各1通を提出すること。

様式第8号（その1）

年 月 日

山形県人事委員会委員長 殿

審査請求人（処分者）氏 名[㊟]

主任代理人の指定届

年（審）第 号審査請求事案について、下記の者を主任代理人に指定しましたので届け出ます。

記

氏 名
住 所
職業（又は職名）

- 注1 署名した場合は、押印を省略することができる。
- 2 正副各1通を提出すること。

（その2）

年 月 日

山形県人事委員会委員長 殿

審査請求人（処分者）氏 名[㊟]

主任代理人変更届

年（審）第 号審査請求事案について、 を主任代理人に指定しましたが、このたび、これを取り消し、新たに下記の者を主任代理人に指定したので届け出ます。

記

氏 名
住 所
職業（又は職名）

- 注1 署名した場合は、押印を省略することができる。
- 2 正副各1通を提出すること。

別記様式第9号及び別記様式第10号中「不服申立人」を「審査請求人」に、「年（不）第 号不服申立事案」を「年（審）第 号審査請求事案」に改める。

別記様式第11号中「年（不）第 号不服申立事案」を「年（審）第 号審査請求事案」に改める。

別記様式第12号及び別記様式第13号中「不服申立人」を「審査請求人」に、「年（不）第 号不服申立事案」を「年（審）第 号審査請求事案」に改める。

別記様式第14号を次のように改める。

様式第14号（その1）

年 月 日

山形県人事委員会委員長 殿

審査請求人（処分者）氏 名[㊟]

書 証 申 請 書

年（審）第 号審査請求事案について、審査請求人（処分者）は下記の書証を提出します。

記

- 1 書証の表示
- 2 書証の趣旨
- 3 証明しようとする事実

注1 署名した場合は、押印を省略することができる。

- 2 正副各1通を提出すること。

（その2）

年 月 日

山形県人事委員会委員長 殿

審査請求人（処分者）氏 名[㊟]

書 証 提 出 要 求 申 請 書

年（審）第 号審査請求事案について、下記書類の所持者に対する提出要求を申請します。

記

- 1 書類の表示
- 2 書類の所持者の住所及び氏名
- 3 書類の趣旨
- 4 証明しようとする事実

注1 署名した場合は、押印を省略することができる。

- 2 正副各1通を提出すること。

別記様式第15号及び別記様式第16号中「不服申立人」を「審査請求人」に、「年（不）第 号不服申立事案」を「年（審）第 号審査請求事案」に改める。

別記様式第18号中「不服申立人」を「審査請求人」に、「年（不）第 号不服申立事案」を「年（審）第 号審査請求事案」に、「判定」を「裁決」に、「再審査」を「再審」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 山形県人事委員会規則13-1第2条第1号に規定する処分についての不服申立てであって、この規則の施行前にされた処分に係るものについては、なお従前の例による。

山形県人事委員会規則13-2（職員の勤務条件に関する措置の要求の審査に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年1月8日

山形県人事委員会

委員長 安孫子 俊彦

山形県人事委員会規則13-2（職員の勤務条件に関する措置の要求の審査に関する規則）の一部を次のように改正する。

第21条第1項中「郵送」を「郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便」に改め、同条第3項中「県公報に掲載」を「山形県公報に登載して」に、「掲載」を「登載」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成28年1月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日
平成27年12月18日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - (1) 名 称
特定非営利活動法人高齢者の住みよい環境づくりを支援する会Apila
 - (2) 代表者の氏名
渡辺 尚浩
 - (3) 主たる事務所の所在地
新庄市大手町2番66号
 - (4) 定款に記載された目的
この法人は、この先の人口減少にともなう高齢化率の増加に備え、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を目指し、また住みよい環境づくりの推進と、まちづくりの推進、地域経済の活性化に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

平成28年1月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日
平成27年12月24日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - (1) 名 称
特定非営利活動法人ひびき
 - (2) 代表者の氏名
小林 真
 - (3) 主たる事務所の所在地
長井市舟場9番18号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、地域住民に対して、児童の健全育成と高齢者、障がい者の福祉の向上、および森林の整備管理に関する事業を行い、もって社会福祉の増進と地域環境の保全に寄与することを目的とする。

平成28年度採用山形県立高等学校船員選考試験を次のとおり実施する。

平成28年1月8日

山 形 県 教 育 委 員 会
教 育 長 菅 野 滋

1 選考を行う校種・職・職務内容・受験資格・採用見込数

校種	職	職務内容	受験資格	採用見込数
高等学校	航海士 (技術職員)	上司の命を受けて海事に関する担任業務を担当する。	<ul style="list-style-type: none"> 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の欠格条項に該当しない者 人物優秀で健康である者 四級海技士（航海）以上の免許取得者（平成28年3月31日までに取得見込みの者を含む。） 	1名
	機関士 (技術職員)	上司の命を受けて海事に関する機関業務を担当する。	<ul style="list-style-type: none"> 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の欠格条項に該当しない者 人物優秀で健康である者 四級海技士（機関）以上の免許取得者（平成28年3月31日までに取得見込みの者を含む。） 	1名

2 出願手続

(1) 志願書等の用紙の配布

イ 用紙の請求先

山形県教育庁総務課教職員室（山形県庁13階 〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号）

ロ 配布開始日

平成28年1月8日（金）

ハ 郵送希望者は、返信用として郵便番号及び宛先（宛名の下に「様」）を明記（速達希望の場合は「速達」と明記）の上、140円切手（速達は420円）を貼った角形2号封筒（33cm×24cm）を同封し、封筒の表に「船員選考試験実施要項請求」と朱書して簡易書留で申し込むこと。

(2) 提出書類

イ 志願書

※ 志願書の様式は、山形県ホームページからダウンロードすることができる。

ロ 返信用封筒2通（長形3号封筒 23.5cm×12cm）

※ 封筒は、のり付き（両面テープ貼付可）のものとする。また、郵便番号、宛先（宛名の下に「様」）を明記し、82円切手を貼ること。

ハ 推薦書（厳封親展）

※ 推薦書の様式は、山形県ホームページからダウンロードすることができる。

ニ 採用志願者健康診断票（厳封親展）

※ 医療機関において採用志願者健康診断票の全項目について健康診断を行ったものを、試験当日に持参すること。健康診断書の様式は、山形県ホームページからダウンロードすることができる。

(3) 志願書等の受付期間及び提出先

イ 受付期間 平成28年1月12日（火）から同年2月10日（水）まで

ロ 受付時間 午前9時から午後5時まで（土曜日及び日曜日を除く。）

（郵送による出願は簡易書留で、平成28年2月10日（水）消印有効とする。）

ハ 提出先 山形県教育庁総務課教職員室（山形県庁13階 〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号）

3 選考試験

(1) 期日及び会場

期 日	平成28年2月16日（火）
試 験 会 場	山形県庁（山形市松波二丁目8番1号）

(2) 試験時程及び試験内容

集合時刻 午前9時30分（時間厳守）

時 程	内 容
午前9時45分から 午前10時45分まで	筆記試験 一般常識（高等学校卒業程度）
午前11時00分から 午前11時50分まで	作文
午後1時から	面接試験 口述による個人面接

4 選考試験結果の発表等

- (1) 選考試験の結果は、平成28年2月下旬に本人宛てに通知する。
- (2) 採用は、平成28年4月1日以降とする。
- (3) 選考試験の可否についての電話等による問合せには、一切応じない。

5 選考試験結果の開示

選考試験の結果については、山形県個人情報保護条例（平成12年10月県条例第62号）第15条第1項の規定により、口頭で開示を請求することができる。

なお、電話、はがき等による請求はできないので、受験者本人が本人であることを証明する書類（運転免許証、学生証、旅券等）を持参の上、午前9時30分から正午まで及び午後1時から午後4時30分までの間に教育庁総務課教職員室に直接請求すること（ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受付をしない。）。

開 示 内 容	開 示 期 間	開 示 場 所
筆記試験得点及び総合ランク	合格発表の日から1箇月間	山形県教育庁総務課教職員室

6 配点、選考基準及び評価の観点

(1) 配点

志願職種	筆記試験	作 文	面接試験	満 点
航海士 機関士	100点	50点	100点	250点

(2) 選考基準

各試験の合計得点を基準とし、資格・免許等を総合的に勘案し選考する。

(3) 評価の観点

- イ 作文では、「課題把握」「文章構成・表現」等について評価する。
- ロ 個人面接では、「協調性」「積極性」等について評価する。

7 その他

- (1) 受験手続その他受験に関する詳細については、山形県教育庁総務課教職員室（電話番号023(630)2863）に問い合わせること。
- (2) 受験票は試験当日に会場で配付する。
- (3) 試験会場の建物内においては、ICレコーダーや携帯電話等、録音・録画・通信通話のできる機器の使用を禁止する。